

平成18年5月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により
監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を
次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿川隆
同	奥宮京子
同	小林貴美子
同	西村英二

- 1 監査の種別 行政監査
- 2 監査のテーマ 随意契約について
- 3 監査の目的

地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札によることが原則であり、随意契約については、政令で定める場合に該当するときに限り、これを行うことができる」とされている。

しかしながら、昨今、国及び地方公共団体において随意契約が背景となった事件が発生するなど、随意契約における不適切な事務の是正が課題となっている。

こうしたことから、川崎市における随意契約に関する事務の適法性、経済性、効率性及び有効性について全庁横断的に検証し、問題点や課題などを明らかにすることとした。

4 監査の対象及び範囲

(1) 対 象 川崎市事務分掌条例（昭和38年条例第32号）第1条に掲げる局並びに区役所、消防局、市民オンブズマン事務局、収入役室、地方自治法（以下「法」という。）第180条の5第1項各号に定める委員会及び委員の事務局、議会事務局及び各公営企業

(2) 範 囲 平成16年度執行の一般会計、特別会計及び公営企業会計における随意契約に関する事務（必要に応じて他の年度も対象とした。）

5 監査の期間 平成17年4月20日～平成18年4月26日

6 監査の着眼点

契約の原則である一般競争入札によらない随意契約は、業者の選定や契約金額の決定における経過が不透明となりがちになることにかんがみ、次の項目を主な着眼点として監査を実施した。

- (1) 予定価格は適切な基準によって設定されているか
- (2) 予定価格を業者見積りで設定している場合は、できる限り複数の業者から見積書を徴しているか
- (3) 随意契約の業者選定理由が妥当なものとなっているか
- (4) 業者指名選定等の事務に局間で相違はないか
- (5) 履行確認のため、適時、厳正に監督、検査が行われているか
- (6) 受託者が不適切に他の団体へ再委託していないか
- (7) 契約内容と業務実態が適合しているかどうか適時検証を行っているか
- (8) 社会情勢等の変化に対応するなど適時見直しは行われているか

7 監査の方法

- (1) 1件100万円以上の随意契約に関し、契約の種別、件数、契約金額、随意契約の根拠規定及び理由等について全局を対象に調査し、集計した。

その結果、監査対象局は、「4 監査の対象及び範囲」(1)から市民オンブズマン事務局を除き、病院事業（健康福祉局）、下水道事業（建設局）を加えたものとなった（以上の28の局、区役所等について、以下、個々に一の「局」として取り扱う。）。

- (2) 調査票の記載内容（件名、契約相手方、契約金額、予定価格、種別、随意契約の根拠規定及び理由）を考慮し、局ごとに対象となる契約を抽出した。
- (3) 上記契約について、関連書類の提出を求め、提出書類の審査、総合財務会計システム上の電子データの検索・調査及び担当職員などへの質疑等を行った。
- (4) 指名選定委員会等については、別途、提出資料等により調査を実施した。

8 随意契約に関する法令及び市の規則等

随意契約に関する法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）及び関連する川崎市の規則又は規程については、別紙資料のとおりである。

9 調査結果に基づく随意契約の状況

(1) 件数及び金額

調査対象契約については、平成16年度中に契約書を取り交わし（請書を徴し）、支出を行った随意契約とした。ただし、次の契約は対象から除いた。

ア 財産の売払い、物件の貸付け及び支出を伴わない契約

イ 自治令第167条の2第1項第1号に該当するものとして1件100万円未満の契約

ウ 競争入札により決定した単価に基づく単価契約

エ 「負担金、補助及び交付金」、「貸付金」、「補償、補填及び賠償金」を支出科目とする契約

オ 財政局管財部契約課による随意契約

これらの条件を基にした随意契約の件数及び金額は、表1のとおり、合計で2,005件、約590億円であった。このうち、抽出した契約について関係書類等を審査したものは711件、約244億円で、件数、金額ともに全体のおおむね4割である。

表1 随意契約の件数・金額

局名	調査対象契約		抽出した契約	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）
総務局	86	2,917,360,439	20	2,077,373,783
総合企画局	26	113,493,123	19	111,034,023
財政局	35	517,373,296	21	425,747,114
市民局	110	5,328,753,237	40	315,545,044
経済局	92	1,291,961,702	40	990,815,459
環境局	203	3,143,335,190	64	2,422,924,246
健康福祉局	385	10,493,700,579	78	5,701,085,472
健康福祉局（病院事業）	283	2,333,610,690	29	1,112,280,443
まちづくり局	83	6,714,227,000	20	1,998,933,365
建設局	137	16,122,255,618	43	1,695,452,023
建設局（下水道事業）	34	758,981,810	34	758,981,810
港湾局	34	634,555,103	34	634,555,103
川崎区役所	21	277,688,555	21	277,688,555

幸区役所	13	665,532,928	13	665,532,928
中原区役所	13	46,432,783	13	46,432,783
高津区役所	17	66,737,719	17	66,737,719
宮前区役所	11	22,456,255	11	22,456,255
多摩区役所	15	45,164,180	15	45,164,180
麻生区役所	13	75,942,575	13	75,942,575
水道局	174	3,042,901,352	32	1,397,983,577
交通局	66	1,515,757,652	31	1,027,931,815
消防局	35	1,009,750,559	20	984,031,389
収入役室	3	51,249,013	3	51,249,013
教育委員会事務局	96	1,742,686,131	60	1,452,799,794
選挙管理委員会事務局	6	19,835,970	6	19,835,970
監査事務局	1	20,000,000	1	20,000,000
人事委員会事務局	5	8,312,612	5	8,312,612
議会事務局	8	34,949,567	8	34,949,567
一般会計・特別会計	1,448	51,363,754,134	585 (40.4%)	20,144,598,972 (39.2%)
公営企業会計	557	7,651,251,504	126 (22.6%)	4,297,177,645 (56.2%)
合計	2,005	59,015,005,638	711 (35.5%)	24,441,776,617 (41.4%)

注 以下、各表及びグラフ中の比率は、すべて百分率で表示し、単位未満は四捨五入している。したがって、内訳の合計が100%とならない場合もある。

なお、調査対象契約の金額で比較すると、建設局が約161億円で全体の約27%と最も多くなっていたが、これは、土地購入など財産の買入に伴う144億円（89件）が含まれていることによるものである。

(2) 契約種別

地方公共団体が締結する契約には、請負、委託、売買、貸借など様々な種別があるが、種別ごとに調査対象契約を分類するとグラフ1のとおりである。なお、分類に当たっては、次により種別を区分した。

ア 工事又は製造の請負

製造の請負と建築物等の修繕などを対象とした。ただし、機械類の修繕は、「その他」に分類した。

イ 委託

業務又は事務を他の機関又は他人に依頼して行わせる契約を対象とした。

ただし、印刷請負は、「その他」に分類した。

ウ 財産の買入れ

財産は、不動産、動産（備品、消耗品等）、特許権などを対象とした。

エ 物件の借入れ

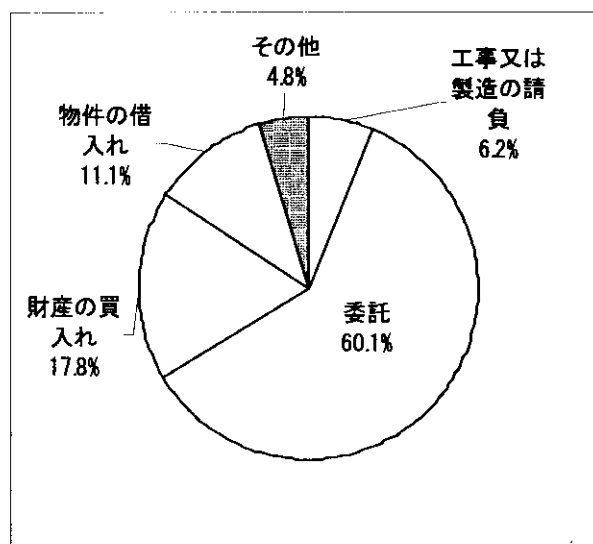
事務用機器賃借料など使用料及び賃借料による契約を対象とした。

オ その他

アからエに含まれない契約（機械類の修繕及び印刷請負を含む）。

グラフ 1 契約種別ごとの割合（件数）

表 2 契約種別の件数と金額



契約種別	件数	金額（円）
工事又は製造の請負	124	3,447,741,975
委託	1,205	30,874,396,202
財産の買入れ	357	20,085,073,643
物件の借入れ	222	3,811,703,452
その他	97	796,090,366
計	2,005	59,015,005,638

このうち、件数で全体の6割を超える委託について、内容別に次の区分により分類したものが、表3である。

- A 調査研究委託
- B 庁舎等の清掃、警備、設備等の保守点検委託
- C 測量、設計及び建設工事に係る委託
- D 各種事業委託

E 施設の管理運営委託

F システム開発等電算関連委託

G 各種製作、設置委託

H その他

表3 委託内容（局別）

局 名	件 数								
	A	B	C	D	E	F	G	H	計
総務局	2	3	1	6	4	24	2	1	43
総合企画局	18	0	0	1	4	2	1	0	26
財政局	7	1	0	3	0	14	0	5	30
市民局	2	1	0	47	17	6	0	2	75
経済局	7	10	1	24	9	7	4	19	81
環境局	9	76	0	17	16	3	0	0	121
健康福祉局	7	20	0	267	18	31	1	11	355
健康福祉局（病院事業）	2	72	0	12	0	6	0	1	93
まちづくり局	19	9	8	8	2	1	0	3	50
建設局	3	2	5	1	2	8	0	6	27
建設局（下水道事業）	3	0	2	0	0	7	0	0	12
港湾局	4	13	1	2	2	5	2	0	29
川崎区役所	0	1	0	5	8	0	0	1	15
幸区役所	0	0	0	4	0	0	0	0	4
中原区役所	0	4	2	5	1	0	0	0	12
高津区役所	1	3	0	9	1	0	0	0	14
宮前区役所	0	1	0	0	7	0	0	2	10
多摩区役所	0	2	0	11	0	0	0	0	13
麻生区役所	0	1	0	9	0	0	0	1	11
水道局	2	23	1	5	0	24	0	0	55
交通局	1	4	0	2	10	1	0	0	18
消防局	0	9	0	5	0	4	0	4	22
収入役室	0	0	0	0	0	2	0	0	2
教育委員会事務局	2	19	0	26	8	3	1	11	70
選挙管理委員会事務局	0	0	0	4	0	1	0	0	5
監査事務局	0	0	0	0	0	0	0	1	1
人事委員会事務局	0	0	0	2	0	0	1	2	5
議会事務局	0	0	0	0	0	0	5	1	6
計	89	274	21	475	109	149	17	71	1,205

「D 各種事業委託」が475件と最も多く、その約56%に当たる267件

が健康福祉局によるものであった。これは、保健衛生、社会福祉、社会保障に関する事業を委託していることによるものである。次に多いのは、「B 庁舎等の清掃、警備、設備等の保守点検委託」の274件で、環境局が76件、健康福祉局（病院事業）が72件となっている。これは、環境局では焼却施設の設備等の保守点検、健康福祉局（病院事業）では川崎病院及び井田病院の医療設備の保守点検などを委託していることによるものである。

(3) 継続性

随意契約の継続性について、次の区分により分類したところ、表4のとおりであった。

I 前年度もほぼ同一内容の契約で、かつ、契約相手方も同一

J 前年度もほぼ同一内容の契約だが、契約相手方は異なる

K 前年度には同一内容の契約はない

表4 随意契約の継続性

局名	I	J	K	計
総務局	71	2	13	86
総合企画局	14	1	11	26
財政局	19	3	13	35
市民局	82	8	20	110
経済局	60	5	27	92
環境局	157	2	44	203
健康福祉局	344	2	39	385
健康福祉局（病院事業）	278	0	5	283
まちづくり局	64	0	19	83
建設局	30	1	106	137
建設局（下水道事業）	17	0	17	34
港湾局	20	0	14	34
川崎区役所	17	0	4	21
幸区役所	3	0	10	13
中原区役所	10	0	3	13
高津区役所	15	1	1	17
宮前区役所	9	0	2	11
多摩区役所	13	0	2	15

麻生区役所	6	0	7	13
水道局	45	36	93	174
交通局	49	8	9	66
消防局	28	0	7	35
収入役室	3	0	0	3
教育委員会事務局	91	2	3	96
選挙管理委員会事務局	5	0	1	6
監査事務局	1	0	0	1
人事委員会事務局	4	1	0	5
議会事務局	7	0	1	8
計	1,462	72	471	2,005
	72.9%	3.6%	23.5%	100%

全体の7割強が、「I 前年度もほぼ同一内容の契約で、かつ、契約相手方も同一」に該当し、継続性が強い傾向を示している。

なお、建設局と水道局では「K 前年度には同一内容の契約はない」とした件数が多かった。これは、建設局では新規の土地購入、水道局では新たな水道工事が多いことなどによるものである。

(4) 根拠規定

随意契約によることができるのは、自治令第167条の2第1項で定める第1号から第9号のいずれかに該当する場合である。

各局が随意契約とした根拠規定別に分類・整理し集計したものが表5である。

表5 随意契約の根拠（自治令第167条の2第1項）

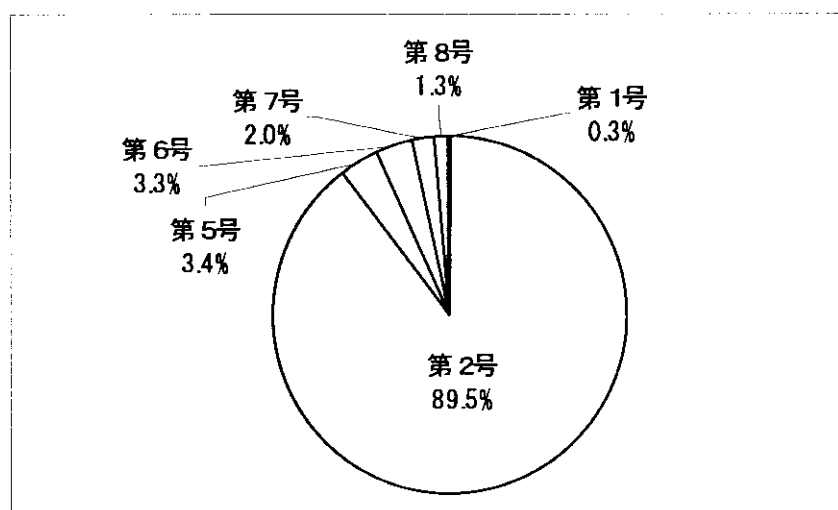
根拠規定 (自治令第167条の2第1項)	一般会計・特別会計		公営企業会計		計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
第1号(一定の金額以内の契約)	1	1,000,000	6	9,105,069	7	10,105,069
第2号(競争入札に適しない)	1,365	49,277,590,803	429	5,884,259,014	1,794	55,161,849,817
第5号(緊急の必要)	8	35,589,197	61	174,941,135	69	210,530,332
第6号(競争入札が不利)	29	1,515,791,200	38	1,214,885,611	67	2,730,676,811
第7号(有利な価格での契約)	37	441,060,920	4	21,785,631	41	462,846,551

第8号（入札者がいない）	8	92,722,014	19	346,275,044	27	438,997,058
第9号（落札者が契約に応じない）	0	0	0	0	0	0
計	1,448	51,363,754,134	557	7,651,251,504	2,005	59,015,005,638

※ 第3号及び第4号は、川崎市では該当する契約はないため、表から除外している。

上記表5について、根拠別に件数の割合をグラフ化したものが次のグラフ2である。

グラフ2 随意契約の根拠別割合（件数）



第2号の「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」としているものが2,005件中1,794件と全体の約9割を占めていた。

第2号以外については、その要件が比較的具体的であるのに対し、第2号の要件は「性質又は目的が競争入札に適しないもの」であり、主観的要素が多分に含まれていることから、妥当であるか否かの判断が極めて重要となる。

第2号に該当するとした1,794件について、その理由を分類すると表6

のとおりである。

表6 第2号の該当理由

理 由	件数	割合
専門性	1,058	59.0%
過去の実績	202	11.3%
土地貸借など特定の者と結ぶ必要のある契約	160	8.9%
見積合せ等	93	5.2%
サービス提供者が限られている	50	2.8%
プロポーザル方式	23	1.3%
事業実施を目的として設立された委員会、組織、第三セクターなどとの契約	23	1.3%
リース期間内又は再リース	21	1.2%
その他	164	9.1%
計	1,794	100 %

第2号に該当するとした理由に、「専門性」を挙げているのが1,058件、全体の約6割であった。

主な事例としては、機械、機器の設置業者やシステムの開発業者であるが故に、引き続き当該業者を保守点検・補修等業務の契約相手としているものが挙げられる。

(5) 予定価格の設定根拠

川崎市契約規則（昭和39年規則第28号。以下「契約規則」という。）第14条第2項によれば、予定価格は、「契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める」とされている（公営企業会計でも同様である）。

調査対象契約における予定価格の設定根拠について分類・整理すると、グラフ3及び表7のとおりであった。

グラフ 3 予定価格の設定根拠

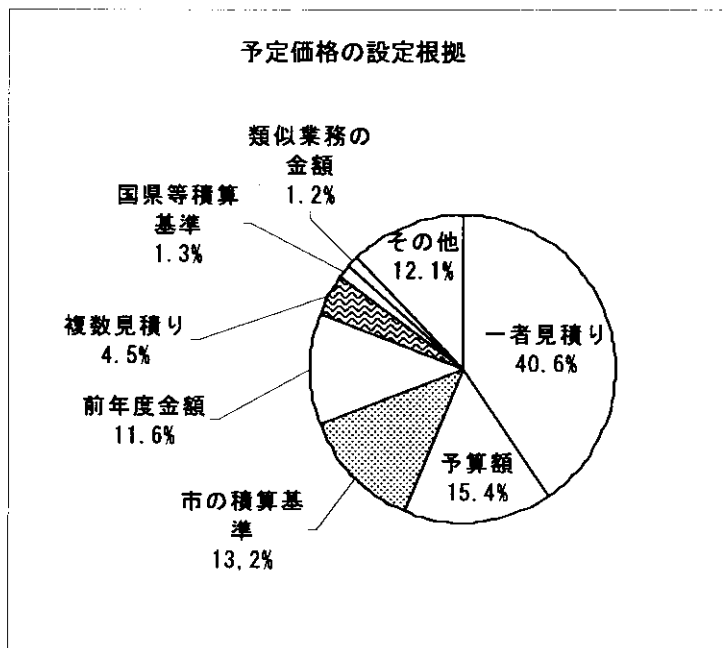


表 7 予定価格の設定根拠

予定価格の設定根拠	件数
一者のみの見積り徴取	814
予算額に基づくもの	309
市の積算基準参照	264
前年度金額参照	233
複数者からの見積り徴取	90
国県等の積算基準参照	27
類似業務の金額参照	25
その他	243
計	2,005

「一者のみの見積り徴取」で予定価格を定めているものが全体の約 4 割と最も多く、次いで「予算額に基づくもの」となっていた。

調査対象契約における予定価格を契約金額（支出額）と比較すると、次の表 8 のとおりであるが、予定価格と同額で支出されていたものは、1, 250 件で、全体の 7 割を超えていた。

表 8 予定価格と契約金額（支出額）の比較

契約金額（支出額）／予定価格	件 数	割 合
0% ～ 49.9%	1	0.1%
50.0% ～ 69.9%	3	0.2%
70.0% ～ 79.9%	7	0.4%
80.0% ～ 89.9%	40	2.4%
90.0% ～ 99.9%	394	23.2%
100.0% ～ 105.0%	1,250	73.7%
小 計	1,695	100 %
その他	310	
合 計	2,005	

注1 概算払い等精算を伴う契約が含まれるため、本表では、「契約金額（支出額）」として精算後の最終的な支出額を用いている。

注2 単価契約、鑑定等に基づく土地建物の購入、事業の追加、変更などにより契約が見直されたものなど、予定価格との比較が困難なものを「その他」として集計した。

注3 区分が「100.0%～105.0%」と100%を超えている主な理由は、予定価格に消費税が含まれていたか否かによるものである。

(6) 指名選定委員会等

各局は、適正な契約事務の執行と公正かつ適正な業者選定等を図るため、要綱又は要領に基づいて指名選定委員会等を設置している。

すべての監査対象局（28局）で指名選定委員会等を設置しているが、建設局と建設局（下水道事業）では、同一の要綱を用いているため、根拠となる要綱又は要領の数は27となる。

業者指名選定等の事務に局間で相違はないか、指名選定委員会等に関する要綱等の規定内容及び開催・審議状況について調査したところ、次のとおりであった。

ア 要綱等の規定内容

各局の要綱等に共通する主要な項目として、指名選定委員会等の組織、運営、審議対象（付議事案）、付議省略事項、開催手続き、開催要件、開催の省略、指名選定基準その他必要な事項が定められているが、その内容については、次のように、局によって違いが認められた。

(7) 審議対象（付議事案）

要綱等において、各局におおむね共通する審議対象（付議事案）は、次のとおりとなっている。

- ・ 指名競争入札、随意契約など契約方法の認定（選定、決定）
- ・ 指名業者の選定（推薦）や随意契約における見積り業者の選定
- ・ 賃貸借又は物品調達等におけるシステム、仕様、機種の選定

しかしながら、契約方法の認定（選定、決定）を行うことについては、大別すると、要綱等に明記している１７局と明記していない１１局とがあつて、後者の中には、契約方法の認定（選定、決定）を実施していない局も見受けられた。

（イ）開催の省略（持回り議決等）

災害時の応急対策等緊急を要するとき、あるいは委員会を開催する暇がないときなど、臨機に対応として、委員の決裁による持回り議決について規定しているのは１０局、その他に、やむを得ない事情により会議を招集できないときは各委員の意見を徴することにより委員会（会議）の開催に代えることができる旨等を規定しているのは５局あつた。また、このことについて特に規定を設けていない局は１３局あつたが、そのうち４局で持回り議決が行われていた。

イ 開催・審議状況

要綱等に沿って、各局では、定期的にあるいは必要に応じて随時、指名選定委員会等を開催している。提出資料等に基づき、平成１６年度における局別の開催、審議状況等についてまとめると、表９のとおりである。

表９ 平成１６年度 指名選定委員会等の開催・審議状況等

局 名	開催実績		開催の省略			参 考	
	開催回数	審議件数	持回り議決等件数	要綱等における緊急時の委員会開催省略に関する規定の有無		開催に必要な出席委員数	委員総数
総務局	11	81	2	有	持回り議決	過半数	８～９人
総合企画局	5	13	11	有	持回り議決	過半数	６人
財政局	13	38	0	有	その他	－（規定なし）	３～６人

市民局	11	44	6	有	持回り議決	過半数	8人
経済局	12	110	32	有	持回り議決	3分の2以上	8人
環境局	36	265	0	有	持回り議決	3分の2以上	6～9人
健康福祉局	16	107	6	有	持回り議決	半数以上	7人
健康福祉局(病院事業)	11	100	6	有	持回り議決	3分の2以上	8～10人
まちづくり局	20	91	1	無		過半数	9人
建設局	1	1	61	無		3分の2以上	6～7人
建設局(下水道事業)	20	205	2				5～6人
港湾局	12	103	19	有	その他	3分の2以上	9人
川崎区役所	8	21	4	有	持回り議決	過半数	8人
幸区役所	9	22	1	有	持回り議決	過半数	6人
中原区役所	9	25	0	無		過半数	7人
高津区役所	13	27	0	有	その他	過半数	10人
宮前区役所	11	29	0	無		過半数	6人
多摩区役所	7	12	0	有	その他	3分の2以上	7人
麻生区役所	6	17	1	有	持回り議決	過半数	6人
水道局	69	195	0	無		過半数	5～6人
交通局	18	23	0	無		過半数	5～7人
消防局	5	14	1	無		過半数	6～7人
収入役室	1	4	0	有	その他	-(規定なし)	3人
教育委員会事務局	23	234	0	無		過半数	5～7人
選挙管理委員会事務局	4	18	0	無		過半数	3人
監査事務局	2	2	0	無		3分の2以上	4人
人事委員会事務局	6	7	0	無		過半数	3人
議会事務局	6	7	0	無		3分の2以上	5人
計	365	1,815	153				

※ 本表で調査対象とした開催回数及び審議件数等については、随意契約に関する審議の他に競争入札等における指名業者の選定及びシステム、機種などの選定等も含む。

全局合計で指名選定委員会等を365回開催しているが、各局における指名選定委員会等の開催回数、審議件数を月別にみると、まず開催回数は、年度末の2月、3月にやや集中している局があるものの、全局合計では年間を通し各月ほぼ平均的に開催されていた。しかし、審議件数については、全局合計で2月と3月の2か月に集中していた(年度合計の約43%)。これは、次年度の年度当初から開始される多くの委託契約等に関する事案について、

年度末にまとめて審議していたことによるものである。

また、会議を開催し審議した 1, 8 1 5 件に対し、開催を省略し持回り議決等により処理したのは 1 5 3 件となっており、その比は、おおむね 1 2 : 1 である。持回り議決等とした件数を月別にみると、4 月と 3 月の 2 か月に集中していた（年度合計の約 4 1 %）。

10 監査の結果

調査対象契約及び指名選定委員会等に関する調査結果並びに抽出した契約711件に関する関連書類の審査等を通じ実施した監査の結果、次のとおり、検討又は改善措置を要する事項が見受けられた。

(1) 競争性の導入について

随意契約によることができるのは、自治令第167条の2第1項各号に該当する場合に限定される。

随意契約は、業者の選定や契約金額の決定における経過が不透明になりがちなこと、また不経済になりがちなことにかんがみ、その適用に当たっては、自治令の各号の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うことが求められる。

「9 調査結果に基づく随意契約の状況」(4)で述べたように、随意契約全体の約9割が、要件が一見して明確でなく判断に主観的要素が入りやすい第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」を根拠としていたが、可能な限り競争性を取り入れた契約手法を導入すべきである。

ア 設備の保守点検業務委託において競争性の導入を検討すべきもの

調査結果によると、随意契約の根拠を第2号とする理由として「専門性」を挙げているのが全体の約6割であった。

例えば、庁舎等のエレベーター設備の保守点検業務は、その多くを、設備を熟知しており他社で保守点検を行うと部品調達等で支障があるなどの理由により、第2号に該当するとし、メーカー系のメンテナンス業者からの一者見積りにより随意契約していた。

しかしながら、メーカー系以外にも保守点検業務を専門に行う業者があること、同業他社への部品供給拒絶についても公正取引委員会が排除勧告を行うなど社会環境に変化が見られることなどから、メーカー系メンテナンス業者と随意契約する根拠は薄れている。

エレベーター設備保守点検業務については、近年、他都市でも随意契約から競争入札に変更するところが多く、川崎市でも競争入札に変更している実例がある。高津区役所では総合庁舎のエレベーター設備保守点検業務を平成17年度からメーカー系以外の業者と契約したが、ほぼ1年間、順調に業務が履行されている。

他の局にあっても、エレベーター設備の特殊性や老朽化などを考慮し、緊急時や災害時の対応を含めた安全性の確保に十分配慮しつつ、競争性を取り入れた契約手法の導入について検討されたい。

(経済局、環境局、健康福祉局、健康福祉局(病院事業)、中原区役所、宮前区役所、麻生区役所、水道局、教育委員会事務局)

また、空調(冷暖房)設備、ボイラー設備の各保守点検業務についても他に保守点検業務を行える業者があるため、これらの設備を所管する局にあっては、同様に、競争性を取り入れた契約手法の導入について検討されたい。

(健康福祉局(病院事業)、中原区役所、多摩区役所、教育委員会事務局)

イ 委託業務を分割することにより競争入札の導入を検討すべきもの

複数の業務を一括して随意契約しているものの中には、業務を分割することで、競争性を取り入れた契約に見直すことができる事例が見受けられた。

溝口駅前広場維持管理業務委託は、溝口駅前広場(ペDESTロリアンデッキを含む)の清掃業務、エレベーター、エスカレーターの保守、運行管理・監視業務を行うもので、A社と随意契約していた。その根拠については、「エレベーター、エスカレーターの監視モニターや非常用通報装置等の諸施設が当該業者の管理するビル内に設置されており、24時間有人監視体制が整っている。広場の維持管理業務のほか、監視業務等の集中管理を委託することにより、有効な作業効率が期待でき、大幅な経費削減及び緊急時の即時対応が可能」であるためとしている。

エレベーター、エスカレーター運行管理・監視業務をA社に委託するのは妥当と

考えられるが、本件清掃業務は特殊な技能が要求されるものではなく、A社がY社に再委託していることから、駅前広場清掃業務については、それを切り離すことにより、競争性を取り入れた契約手法を導入するよう検討されたい。なお、類似事例として川崎駅周辺通路等管理委託もあった。

また、溝口駅前広場公衆トイレ清掃等業務委託は、ペDESTリアンデッキの公衆トイレの清掃、公衆トイレからの緊急呼び出し、早朝・深夜巡回警備を業務内容として、同じくA社と随意契約しているが、公衆トイレ清掃業務はA社がY社に再委託していることから、この業務についても、同様に競争性を取り入れた契約手法を導入するよう検討されたい。

(環境局、川崎区役所、高津区役所)

(2) 随意契約の締結に当たり改善すべき事項について

調査結果、書類審査及び総合財務会計システムのデータ検索により、随意契約を締結するに当たり、次のとおり改善すべき事項が見受けられた。

ア 予定価格を適正に設定すべきもの

随意契約における予定価格は、契約を締結する場合にあらかじめ作成する契約価格の一応の基準となる価格である。契約規則では、第13条第1項で「競争入札に付する事項の価格については、当該事項に関する仕様書、設計書等によって、予算の範囲内において予定価格を決定し、その予定価格を記載した書面を封書し、開札の際これを開札場所に置かなければならない」、第14条第2項で「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする」、第25条で「随意契約をしようとするときは、あらかじめ第13条第1項及び第14条の規定に準じて予定価格を定めるものとする」と定めている。また、地方公営企業においても、川崎市水道局契約規程（昭和56年水道局規程第9号）、川崎市交通局契約

規程（昭和27年交通部規程第1号）等で同様の規定を設けている。

しかしながら、予算額をそのまま予定価格として設定している事例が散見された。
また、予定価格を設定していない事例も見受けられた。

平成16年7月29日付け16川財契第3877号において、「随意契約により執行する場合には、その理由の妥当性を十分に検討するとともに、適正な予定価格の設定に努めること」と通知されているところでもあり、契約規則第14条第2項に定めるところにより、取引の実例価格等を考慮するなどして予定価格を適正に設定されたい。

（総務局、総合企画局、市民局、経済局、環境局、健康福祉局、まちづくり局、建設局（下水道事業）、港湾局、中原区役所、宮前区役所、交通局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、議会事務局）

イ 前金払の適用を慎重に判断すべきもの

一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く）について総合財務会計システムのデータを検索したところ、支出科目が委託料で、かつ、支出特例を前金払としたものは全部で386件であるが、そのうち325件は随意契約であり、主に事業実施委託、管理運営委託、調査研究委託などであった。

前金払とは、債務金額及び債権者ともに確定している場合で、債権者の義務履行前又は支払うべき時期の到来前にその債務金額を支払うことをいう。その金額は契約又は法令によって確定されるものであるから、後日不履行その他の事由によって、客観的に金額の異動を生じる場合のほかは、その本質上精算を伴わない。

しかしながら、抽出した契約において前金払をしたものの中には、委託業務の性質上債務金額が確定していないにもかかわらず、契約書上前金払となっていた事例が見受けられた。

中には、継続的な事業実施を目的に設立した団体を受託者とした契約で、前金払

としながらも、実際には債務金額が確定していなかったことから、結果として市に返還すべき残金が生じたが、これを団体内部の会計処理で翌年度へ繰り越していた事例もあった。

支出方法を前金払とする契約にあつては、債務金額が確定しているか精査した上で契約を締結されたい。また、契約書作成に当たっては、前金払と精算を伴う概算払の区別を明確にされたい。

(市民局、健康福祉局、幸区役所)

ウ 著作権の帰属先について契約書等に明記すべきもの

印刷物、プログラム、原稿などの作成委託において、財政局管財部契約課所定の「川崎市委託契約約款」により契約すべきであったにもかかわらず、著作権に関する記載のない事例が見受けられた。

著作権の帰属先を川崎市とすることにより、その後の増刷、複製、頒布等において、競争入札を導入できる可能性もあることから、著作権に関する事項を契約書等に明記されたい。

(健康福祉局、建設局、川崎区役所)

(3) 指名選定委員会等について

調査結果により、各局が要綱等に基づき設置している指名選定委員会等については、次のとおり改善すべき事項が見受けられた。

ア 指名選定委員会等において随意契約の認定を実施すべきもの

財政局管財部契約課作成の「契約事務の手引き（平成11年4月発行）」における「随意契約」の項目では、指名選定委員会を開催し、契約方法の決定や見積り業者の選定を行うことが記載されている。

しかしながら、随意契約の認定等に当たり、指名選定委員会を開催してい

ない局が見受けられた。

指名選定委員会等という合議体で随意契約の認定等について協議を行うことは、随意契約の透明性や公平性の確保に資することから、指名選定委員会等において、随意契約の認定を実施するよう改善されたい。

(消防局)

イ 持回り議決等について改善すべきもの

指名選定委員会等の開催・審議状況について調査したところ、会議を開催し審議した件数と開催を省略して持回り議決等とした件数との対比において、局によって大きな較差が見受けられた。また、要綱で持回り議決に関する規定を設けていないにもかかわらず、持回り議決による処理が多い局があった。

持回り議決等の多い局にあっては、合議制の趣旨を踏まえ、緊急時の例外的な場合にのみ限定するよう改善されたい。

(総合企画局、経済局、建設局、港湾局)

(4) 今後の検討課題について

国や地方公共団体の契約については、社会情勢の変化に対応するために、「入札談合等関与行為防止法」(官製談合防止法)の制定、総合評価方式の活用、電子入札、契約事務の電子システム化などといった様々な対策が試みられている。

川崎市でも、社会情勢の変化に対応して、適時的確な対策を講じられたい。

ア 随意契約の公表について

随意契約は、次の最高裁判例にあるように、契約の相手方が固定化するため競争原理が働かず、結果として契約金額が高止まりするおそれがある。

「随意契約によるときは、手続が簡略で経費の負担が少なくてすみ、しかも、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方

を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれがあるという短所も指摘され得る（最高裁判所 昭和57（行ツ）74 第二小法廷・判決）」

国では平成16年2月に、「簡素で効率的な政府」を実現するため、内閣に行政効率化関係省庁連絡会議を設置し、同年6月15日に「行政効率化推進計画」を取りまとめたが（その後平成17年6月30日に改定）、その中で、各府省に共通の主要な取組として、「随意契約の適正な運用等」という項目を設け、次の目標を設定している。

- ・ 随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を適正に行う。
- ・ 随意契約のうち少額随契以外のものについては、各府省のホームページにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等をまとめて公表する。（公表対象範囲の拡大）
- ・ 随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなどその適正な履行の確保に努める。
- ・ 各府省の内部監査において、随意契約の重点的監査を実施する。

これを受け、平成17年度からは全府省で予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第2号、第3号、第4号、第7号に該当しない随意契約は、すべて公表対象とした。これは川崎市に当てはめると、自治令第167条の2第1項第1号（一定の金額以内の契約）以外の随意契約はすべて公表するということになる。

随意契約の相手方、契約金額、随契理由等を公表することは、行政の説明責任を果たし、随意契約に対する透明性、公正性の確保に資するとともに、随意契約に関する情報を広く市内・外の事業者を提供することにより、川崎市が締結する契約を

より経済的・効率的なものとする可能性があるなど、その導入は検討に値するもの
と考える。現在、財政局管財部契約課で執行する競争入札については、参加者、入
札額、落札者、落札額等の情報をホームページ上で公表しているが、より透明性、
公正性の確保が求められる随意契約についても、国や他都市の動向を踏まえながら、
庁内でその実施について検討されたい。

イ プロポーザル方式等の活用について

プロポーザル方式等とは、随意契約を前提に、相手方を選定するに当たり、提案
書を提出させ、その企画力、独創性、表現力、費用対効果といった多様な要素を評
価し、総合得点の一番高いものを選定する手法である。

この手法は、通常の競争入札では評価できない企画力、独創性などを評価するこ
とができる反面、評価する側に提案内容の価値や品質を正確に評価する能力、仕組
みが整っていないと、例えば提案内容ではなく提案術にたけた業者を選定してしま
うなど、正しい評価ができないおそれがある。

足立区では、平成17年8月に「プロポーザル方式実施基準」を策定し、企画・
調査、計画、設計等の業務のうち、高度な技術又は専門的な技術が要求されるもの
等の契約に当たり、最適な受注者を選定するに当たって必要な事項を定めている。

川崎市では、現在のところ統一的な実施基準はなく、所管課ごとの取り扱いとな
っており、選考過程が記録として残っていない事例も見受けられた。プロポーザル
方式による契約は、適切な運用がなされれば、随意契約の目的である専門性等を維
持しつつ、随意契約の課題である透明性、公正性を満たす優れた手法であるため、
選定委員会や提案書を特定するための基準のひな形など、早急にその実施に関する
共通事項を定め、基本的な部分での統一的な運用を行うよう検討されたい。

ウ 情報システムに関する契約について

「9 調査結果に基づく随意契約の状況」表3のとおり、1,205件の委託の
うち、「F システム開発等電算関連委託」は149件で12%強を占めていた。

情報システム開発については、システム導入時には競争入札により契約していることが多いが、その後の大規模改修や保守点検等はそのほとんどが随意契約となっている。

その理由は

- ・ 情報システムの大規模改修や保守点検等を行うには、その具体的な作業に係る経費に加えて、情報システム（プログラム）本体を理解するための労力と経費が別に必要となることから、開発した業者と契約するほうが経費面で有利である。
- ・ 短期間での大規模改修等にも迅速に対応できる。
- ・ システムの安定を保てる。

などであった。

情報システムの調達に係る経費の適正化については、平成14年3月に、国が「次年度以降の契約による利益確保を期待して初年度の競争入札で安値入札を行う」という安値落札への対策について「情報システムに係る政府調達制度の見直し」を取りまとめ、導入、大規模改修、保守点検等の総経費であるライフサイクルコストの適正化に向けた総合評価落札方式などの見直しが進められている。

今後、川崎市においてもますます新たなシステム導入が予測されることから、国や他都市の動向を参考に、総合評価落札方式などについてより一層の検討を行うなど、情報システム調達に関する経費の適正化に努められたい。

1.1 まとめ

川崎市は行財政改革プランにおいて、これまで主として行政が担ってきた事業執行手法を見直し、「民間でできるものは民間で」という基本原則に基づき、民間事業者等の積極的活用による民間活用型の公共サービス提供システムへの転換を推進しており、それに連れて委託契約の件数も増加が見込まれる。

随意契約全体の6割を委託契約が占めていることから、今後、随意契約の件数も増加することが予測される。

そのような状況の中、競争入札に比して透明度が低くなりがちな随意契約に関する事務については、公平性や競争性の確保がより一層求められるところである。

一般的に、随意契約は、競争入札に付する手間を省き、特定の資産、信用、能力等のある相手方を任意に選定できるため、契約事務上の負担を軽減し、行政事務の効率化に寄与するという長所はあるものの、一方で契約の相手方の選定が偏ってしまうと適正な価格による契約締結が確保できなくなるなど短所も併せ持っている、と言われている。

今後、随意契約の締結に当たっては、「支払に対して最も価値の高いサービスを供給する」というVFM（Value for Money）の考え方を念頭に置いた適正な執行を望むものである。

資 料

(1) 一般競争入札ではなく随意契約による場合の根拠法令

地方自治法

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下本条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4 以下 ～（略）～

政令で定める場合は、次のとおりである。

地方自治法施行令

(指名競争入札)

第167条～（略）～

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第31条に規定する身体障害者授産施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設、同条第5項に規定する精神障害者福祉工場、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める

手続により受ける契約をするとき。

- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(せり売り)

第167条の3～(略)～

(注)

平成16年11月10日付で施行された地方自治法施行令の一部改正により、一定の政策目的を達成するために必要な場合において随意契約によることができることとするため、随意契約に関する上記の第167条の2第1項第3号及び第4号が加えられた。その後、川崎市においては現時点でそれぞれに対応する規則は定められていない。

監査対象の平成16年度契約においては、実質的に改正前の地方自治法施行令の第1号から第7号(現行第1号、第2号及び第5号から第9号)が適用されている。

なお、地方自治法施行令の一部改正に伴い、地方公営企業法施行令も同趣旨により改正され、随意契約に関する第21条の14が新設された(地方自治法施行令別表の区分、限度額と同内容)。

(別表)

別表第5(地方自治法施行令第167条の2関係)		
別表第1(地方公営企業法施行令第21条の14関係)		
1 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250万円
	市町村(指定都市を除く。以下この表において同じ。)	130万円
2 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160万円
	市町村	80万円
3 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80万円
	市町村	40万円
4 財産の売払い	都道府県及び指定都市	50万円
	市町村	30万円
5 物件の貸付け		30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	100万円
	市町村	50万円

(2) 随意契約によることができる場合の限度額

地方自治法施行令別表第5及び地方公営企業法施行令別表第1に定める額の範囲内において定めた川崎市の規則又は規程は、次のとおりである。

ア 一般会計及び特別会計

川崎市契約規則（昭和39年規則第28号）

（随意契約によることができる場合の限度額）

第24条の2 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。

- (1) 工事又は製造の請負 2,500,000円
- (2) 財産の買入れ 1,600,000円
- (3) 物件の借入れ 800,000円
- (4) 財産の売払い 500,000円
- (5) 物件の貸付け 300,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 1,000,000円

（予定価格の決定）

第25条 市長は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第13条第1項及び第14条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。

（見積書の徴取）

第26条 市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

2 前項の場合には、あらかじめ第6条第1項の規定に準じて当該契約に必要な事項を相手方に通知するものとする。

3 第1項の見積書の徴取については、第19条の2に規定する電子入札の例により行うことができる。

イ 公営企業会計

一般会計、特別会計と同様に、契約規程又は財務規則により、随意契約によることができる場合の契約の種類とそれに対応する限度額が定められている（川崎市契約規則の区分、限度額と同内容）。

・水道事業会計、工業用水道事業会計

川崎市水道局契約規程（昭和41年水道局規程第28号）

・自動車運送事業会計、高速鉄道事業会計

川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）

・病院事業会計

（現行規定）

川崎市病院局契約規程（平成17年病院局規程第39号）平成17年4月1日施行（旧規定）

川崎市病院事業財務規則（昭和39年規則第28号）平成17年3月31日廃止

・下水道事業会計

川崎市下水道事業財務規則（昭和62年規則第46号）

なお、平成16年度における契約担当事務の所管課については、次のとおりとされている。

- ・ 財政局管財部契約課：川崎市事務分掌規則（昭和47年規則第19号）
 - (1) 契約に係る調査及び指導に関すること。
 - (2) 工事の契約に関すること。
 - (3) 測量及び地質調査の契約に関すること。
 - (4) 庁舎、道路等の清掃の契約に関すること。
 - (5) 物件（不動産を除く。）の購入契約、売却契約及び修理契約に関すること。
 - (6) 競争入札参加者の資格審査に関すること。
 - (7) 業者の選定に関すること。
- ・ 健康福祉局病院経営管理室病院事業課：川崎市事務分掌規則
 - (1)～(8) ～（略）～
 - (9) 病院事業に係る契約（工事契約を除く。）に関すること。
 - (10) ～（略）～
- ・ 水道局総務部契約課契約係：川崎市水道局事務分掌規程（昭和56年水道局規程第9号）
 - (1)～(3) ～（略）～
 - (4) 工事請負契約に関すること。
 - (5) 物件の購入及び修繕契約に関すること。
 - (6) 物件の売却契約に関すること。
 - (7)～(10) ～（略）～
 - (11) その他用度に関すること。
- ・ 交通局企画管理部経理課経理課用度係：川崎市交通局分課分掌規程（昭和27年交通部規程第1号）
 - (1) 工事の入札及び請負契約に関すること。
 - (2) 物件の購入及び修繕契約に関すること。
 - (3) 物件の売却契約に関すること。
 - (4)、(5) ～（略）～
 - (6) その他用度に関すること。